

事例4 (株)リコー及び東芝テック(株)による複合機製造事業等の統合

第1 当事会社

株式会社リコー（法人番号2010801012579）（以下「リコー」という。）及び東芝テック株式会社（法人番号8010701016022）（以下「東芝テック」という。）は、いずれも複合機¹⁾の製造販売業等を営む会社である。

以下、リコーと既に結合関係が形成されている企業の集団を「リコーグループ」と、東芝テックと既に結合関係が形成されている企業の集団を「東芝テックグループ」といい、リコーグループと東芝テックグループを併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、リコーの子会社であるリコーテクノロジーズ株式会社（法人番号6021001049696）（以下「リコーテクノロジーズ」という。）にリコーグループが営む複合機等の製造事業及び東芝テックグループが営む複合機等の製造事業を吸収分割により承継させ、リコーテクノロジーズの株式に係る議決権の85%をリコーが、15%を東芝テックが、それぞれ保有すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。

関係法条は、独占禁止法第15条の2²⁾である。

なお、当事会社グループが営む事業の間で競争関係又は取引関係にあるものは複数存在するところ³⁾、これらについて検討したもののうち、以下は、競争に与える影響が比較的大きいと考えられた複合機の製造販売業⁴⁾における水平型企业結合の検討結果について詳述したものである。

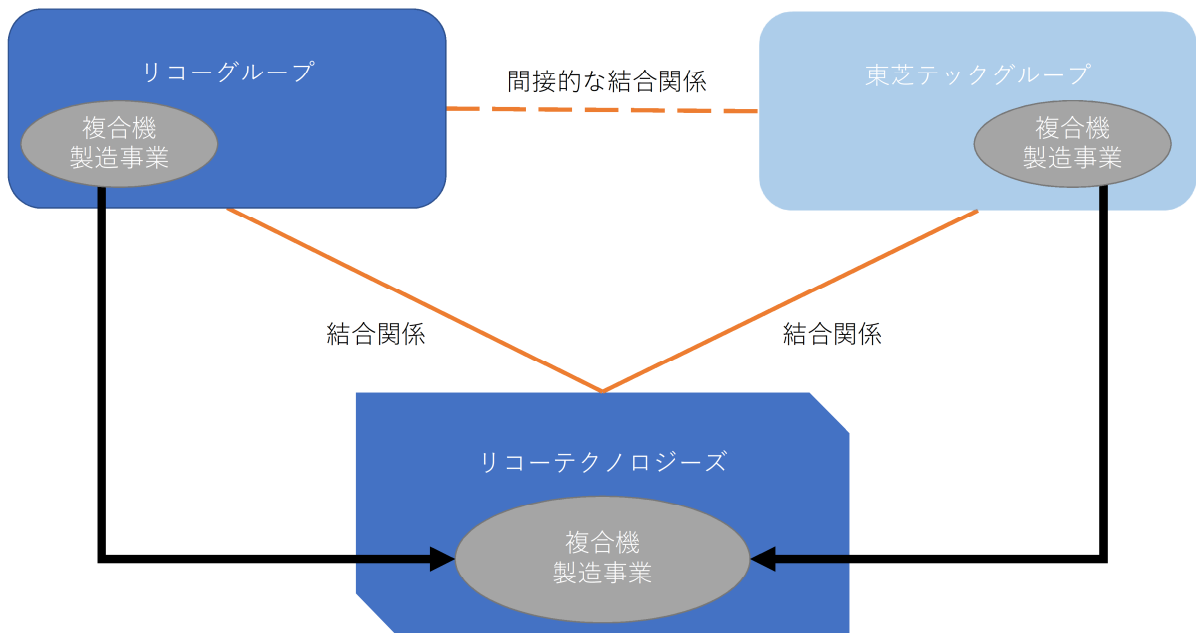
¹⁾ コピー、プリンタ、スキャナ、ファクシミリ、ネットワーク等の機能が一台に集約された機器をいう。

²⁾ 本件においては、吸収分割の対価として株式取得も実行されることから独占禁止法第10条も関係法条となるが、東芝テックが取得するリコーテクノロジーズの議決権は20%の閾値を超えないことから届出対象とならない。

³⁾ 本件行為後、リコー及び東芝テックは、共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、リコー及び東芝テックの間で株主間契約を締結して、リコーテクノロジーズの株式に係る議決権を保有することから、リコーテクノロジーズはリコー及び東芝テックの共同出資会社に該当し、リコーテクノロジーズと東芝テックグループの間で結合関係が形成されることが考えられることから、リコーテクノロジーズと東芝テックグループの垂直関係（川上市場：複合機部品の製造販売業、川下市場：複合機の製造販売業）についても検討を行った。

⁴⁾ 本件により、リコーテクノロジーズに統合されるのは複合機の製造業ではあるが、リコーテクノロジーズは共同出資会社に該当しリコーグループと東芝テックグループの間で間接的な結合関係が形成されることが考えられること、当事会社グループは、本件行為後、両グループ間でハードウェアの大部分の共通化を企図しており、複合機の販売事業についても協調関係が生じる可能性があると考えられることを踏まえ、本件では複合機の製造販売業全体に係る統合として検討を行った。

【図】 本件の概要



第3 一定の取引分野

1 商品範囲

(1) 用途における代替性

複合機は、集中コピーセンターなどの印刷業者において使用される産業用複合機と、企業や官公庁などにおいて一般的な事務を行う際に使用される事務用複合機に大別される。

産業用複合機は、事務用複合機よりも、読取・印刷速度、耐久性、印刷物の解像度・光沢及び省エネ性能等の点で優れ、価格も高額であることから、両者間の需要の代替性は限定的である。

次に、産業用複合機は、上記のとおり耐久性や高い性能の観点から、相対的に高品位の部品を用いているが、両者の製造工程は相当程度共通していることから、両者間には供給の代替性が一定程度認められる。

したがって、産業用複合機と事務用複合機は同一の商品範囲を構成するとも考えられるが、当事会社グループが競合する商品は事務用複合機であるため、より慎重に検討を行う観点から、本件では、産業用複合機と事務用複合機は異なる商品範囲を構成するものとして検討した。

(2) 印刷方式における代替性

複合機には、印刷方式の違いにより、レーザータイプとインクジェットタイプがある。レーザータイプの複合機とインクジェットタイプの複合機は価格に相当程度差があり、印字品質、印刷後のソーティング、ステープラ機能等の後処理の豊富さ並びに印刷物の耐水性及び耐光性の点においても差が存在する。

このため、レーザータイプの複合機は主にオフィス（企業等）で、インクジェットタイプの複合機は主に家庭（個人）で使用されており、両者間の需要の代替性は限定的である。

次に、レーザータイプの複合機とインクジェットタイプの複合機では、印刷に必要な原料（レーザータイプはトナー、インクジェットタイプはインク）及び搭載される部品が異なり、製造ラインの相互切替えも困難であることから、両者間の供給の代替性は限定的である。

したがって、レーザータイプの複合機とインクジェットタイプの複合機は異なる商品範囲を構成する。

(3) 対応する最大印刷サイズにおける代替性

複合機は、最大印刷サイズが、A3より大きいものと、A3以下のものに分けられ、A3以下のものは更にA3のものとA4のものに分けられる。

最大印刷サイズがA3より大きい複合機はポスター及び広告の作成、コンピュータ支援設計（CAD）等で使用されるのに対し、最大印刷サイズがA3以下の複合機は一般的な事務を行う際に使用される。このことから、最大印刷サイズがA3より大きい複合機と最大印刷サイズがA3以下の複合機の間需要の代替性は限定的である。

次に、最大印刷サイズがA3以下の複合機は一般的な事務用として個人や企業等が使用しているところ、特に企業等においては印刷する頻度の高い用紙サイズ、設置場所、価格等を勘案して最大印刷サイズがA3の複合機とA4の複合機を代替的に選択していることから、A3の複合機とA4の複合機の間には需要の代替性が一定程度認められる。

したがって、最大印刷サイズがA3より大きい複合機とA3以下の複合機は異なる商品範囲を構成する一方、最大印刷サイズがA3の複合機とA4の複合機については同一の商品範囲を構成するとも考えられるが、当事会社グループが競合する商品は最大印刷サイズがA3の複合機のみであるため、より慎重に検討を行う観点から、本件では異なる商品範囲を構成するものとして検討した。

(4) カラー・モノクロの別における代替性

複合機には、カラー印刷機能がある製品（以下「カラー複合機」という。）とモノクロ印刷機能のみの製品（以下「モノクロ複合機」という。）がある。

モノクロ印刷はカラー複合機でも可能なこと及びカラー複合機とモノクロ複合機の価格差は大きくないことから、両者間には需要の代替性が一定程度認められる。

次に、カラー複合機とモノクロ複合機は、一部を除き、製造工程がほぼ同一であることから比較的短期間、かつ、低コストで製造ラインの切替えが可能であること、日本における主な複合機製造販売業者はカラー複合機及びモノクロ

複合機の両方を製造していることから、両者間には供給の代替性が認められる。したがって、カラー複合機とモノクロ複合機は同一の商品範囲を構成する。

(5) 小括

前記(1)から(4)までの各要素及びリコーグループと東芝テックグループの間で競合する複合機は最大印刷サイズがA3のレーザータイプ事務用複合機のみであることを踏まえ、本件では、複合機のうち「事務用レーザータイプA3複合機」を商品範囲として画定した。

2 地理的範囲

事務用レーザータイプA3複合機の需要者は、国内の製造販売業者が製造した製品を購入している。また、リコーグループ、東芝テックグループ及び主要な競争者は、いずれも国内で販売を行っており、地域によって価格帯が異なることもない。

したがって、本件では、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

第4 本件が競争に与える影響

国内における事務用レーザータイプA3複合機製造販売分野の市場シェアは次表のとおりであり、HHIの増分が約100であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当する。

【表】事務用レーザータイプA3複合機の市場シェア（令和3年度）

順位	会社名	市場シェア
1	A社	約30%
2	リコーグループ	約20%
3	B社	約15%
4	C社	約15%
5	D社	約5%
6	E社	約5%
7	東芝テックグループ	0-5%
	その他	0-5%
合計		100%
合算市場シェア・順位：約25%・第2位		
本件行為後のHHI：約2,100		
HHIの増分：約100		

第5 結論

本件により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。